	第１区大川町南側岸壁に向かって航行する。	ＯＫ
	第１区扇町南側岸壁に向かって航行する。	ＯＴ
	第１区水江町南側岸壁に向かって航行する。	ＭＥ
	第１区千鳥町南側岸壁に向かって航行する。	ＴＤ
	第１区浮島町京浜運河側岸壁に向かって航行する。	ＵＳ
	第１区京浜運河側東扇島岸壁に向かって航行する。	ＨＯ
	第１区扇町北側岸壁に向かって航行する。	ＯＧ
京浜横浜区	横浜本牧防波堤灯台から横浜外防波堤南灯台まで引いた線以南の係留施設に向かって航行する。	ＨＭ
	横浜外防波堤南灯台から横浜東水堤北端まで引いた線以南の係留施設に向かって航行する。	Ｙ
	横浜東水堤北端から横浜北水堤灯台まで引いた線以南の係留施設に向かって航行する。	ＯＳ
	横浜北水堤灯台から横浜大黒ふ頭船だまり波除堤灯台まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。	Ｄ
	横浜北水堤灯台から横浜大黒防波堤西灯台まで引いた線以北の大黒ふ頭の係留施設に向かって航行する。	ＤＳ
	横浜大黒防波堤東灯台から大黒ふ頭北東端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。	ＤＥ
	第３区の大黒ふ頭北東端から末広町１丁目南東端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。	ＤＮ
	第４区の末広町１丁目南東端から末広町２丁目南西端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。	ＳＨ
	第３区のＪＦＥスチール東日本製鉄所岸壁に向かって航行する。	Ｋ
	第４区の安善町２丁目南側岸壁に向かって航行する。	ＡＺ
	第４区の扇島北側岸壁に向かって航行する。	ＯＮ
	旭運河の係留施設に向かって航行する。	ＡＵ
	境運河の係留施設に向かって航行する。	ＳＵ
新潟	西区信濃川の西側の係留施設に向かって航行する。	Ｗ
	西区信濃川の東側の万代島ふ頭の係留施設に向かって航行する。	ＷＢ
	西区信濃川の東側の導流堤の東側の係留施設に向かって航行する。	ＷＤ
	西区信濃川東側の通船川沿いの係留施設又は山の下ふ頭の北側岸壁に向かって航行する。	ＷＴ
	西区臨港ふ頭の係留施設に向かって航行する。	ＷＲ
	東区東側の係留施設に向かって航行する。	Ｅ
	東区西側の係留施設に向かって航行する。	ＥＷ
名古屋	北浜ふ頭西側の係留施設（Ｊ３からＧ１桟橋）又は高潮防波堤中央堤東灯台から88度1,260メートルの地点を中心とする半径300メートルの円内海面の危険物船錨地に向かって航行する。	Ｅ１
	東海元浜ふ頭南側、北浜ふ頭北側の係留施設（Ｇ６からＧ４桟橋）又は横須賀ふ頭に向かって航行する。	Ｅ２
	東海元浜ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。	Ｅ３
	東海元浜ふ頭北側の係留施設に向かって航行する。	Ｅ４
	新宝ふ頭の係留施設に向かって航行する。	Ｅ５
	潮見ふ頭南側の係留施設（ＢＬ、ＢＫ桟橋）又は潮見ふ頭南西端から180度400メートルの地点まで引いた線、同地点から83度430メートルの地点まで引いた線、同地点から０度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面の危険物船錨地に向かって航行する。	Ｂ１
	潮見ふ頭東側の係留施設（ＢＨ２からＢＹ桟橋）に向かって航行する。	Ｂ２
	潮見ふ頭北側の係留施設（Ｑ１からＢ３桟橋）に向かって航行する。	Ｂ３
	潮見ふ頭西側の係留施設（Ｂ４からＢＪ桟橋）に向かって航行する。	Ｂ４
	昭和ふ頭又は船見ふ頭の係留施設に向かって航行する。	Ｎ１
	ガーデンふ頭、大手ふ頭、築地東ふ頭又は大江ふ頭の係留施設に向かって航行する。	Ｎ２
	一洲町の桟橋、稲永ふ頭又は潮凪ふ頭の係留施設に向かって航行する。	Ｎ３
	空見ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。	Ｎ４
	第１区の係船浮標に向かって航行する。	Ｎ５
	金城ふ頭52から57号岸壁に向かって航行する。	Ｋ１
	金城ふ頭58から67号岸壁に向かって航行する。	Ｋ２
	金城ふ頭76から85号岸壁に向かって航行する。	Ｋ３
	金城ふ頭71から75号岸壁、空見ふ頭西側又は木場金岡ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。	Ｗ１
	飛鳥ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。	Ｗ２
	飛鳥ふ頭南側の係留施設に向かって航行する。	Ｗ３
	飛鳥ふ頭西側、弥富ふ頭東側の係留施設又は第４区の係船浮標に向かって航行する。	Ｗ４
	弥富ふ頭南側又は鍋田ふ頭の係留施設に向かって航行する。	Ｗ５
	高潮防波堤中央堤東灯台から21度30分2,030メートルの地点を中心とする半径350メートルの円内海面の危険物船錨地に向かって航行する。	Ｐ１
	南浜ふ頭の係留施設又は高潮防波堤中央堤東灯台から144度800メートルの地点（以下「Ａ地点」という。）から214度800メートルの地点まで引いた線、同地点から128度250メートルの地点まで引いた線、同地点から66度30分460メートルの地点まで引いた線、同地点から34度400メートルの地点まで引いた線、同地点からＡ地点まで引いた線により囲まれた海面の危険物船錨地に向かって航行する。	Ｓ１
四日市	三菱化学三田桟橋に向かって航行する。	ＭＹ
	石原産業から昭和四日市石油に至る間の係留施設に向かって航行する。	ＩＳ
	コスモ石油塩浜桟橋、三菱化学第１から第３桟橋又は東邦石炭ふ頭に向かって航行する。	ＤＭ
	千歳町第１、第２又は第３ふ頭の係留施設（第１から第14号岸壁）に向かって航行する。	ＣＥ
	千歳町第２、第３ふ頭の係留施設（第15号岸壁から小型船桟橋）、日本板硝子又は太平洋セメントの係留施設に向かって航行する。	ＣＷ